

# 再び知財事件を担当して

東京地方裁判所民事 29 部 裁判官 鈴木 千帆

## 要 約

裁判官は、その職務上、知財事件の分野だけを長年にわたって担当することはほとんどないが、通常の異動サイクルの中で知財事件を複数回担当することはある。本稿は、東京地方裁判所知的財産権部に初めて配属されたときの筆者のとまどいや喜び、10年のスパンを経て再び知的財産権部に配属された際の変化等を普段の生活の様子を交えながら紹介するとともに、社会の変化と裁判所に期待されるものについて、知財事件を再び担当することになった裁判官として、筆者なりに感じたことなどをまとめたものである。

## 目次

- 1 はじめに
- 2 初めての知的財産権部
  - (1) 時期など
  - (2) 知財事件の研さん
- 3 二度目の知的財産権部
  - (1) 時期など
  - (2) 合議について
  - (3) 仕事と家庭の両立？
- 4 裁判所に期待されているもの
  - (1) 不易流行
  - (2) 社会の動きと裁判所
- 5 おわりに

## 1 はじめに

今回の特集は、「知財で活躍する女性」ということであるが、御承知のとおり、裁判官は、多種多様な事件を扱っており、同一部署で同一分野の事件だけを長年担当することはほとんどない。全国各地への異動のサイクルに合わせ、概ね3年ないし4年で所属する部署や担当する事件が変わる（ただし、そのサイクルの中で同一部署に複数回所属することはあり得る。）。このような裁判官の担当職務を前提とすると、本稿の依頼を受けたのも、たまたま現在、私が東京地方裁判所の知的財産権部（知財部）に所属していたからにすぎない。

したがって、特集のコンセプトとはそぐわないところもあると思うが、平成15年から3年間、東京地方裁判所の知財部に配属された後、ほぼ約10年を経た平成26年4月から、同裁判所の知財部で再び知財事件を担当することになったという経験を踏まえ、現在、感じていること等を書いてみようと思う（なお、

本稿の記載はすべて個人的な見解として受け止めていただければ幸いである。）。

## 2 初めての知的財産権部

### (1) 時期など

上記のとおり、私が初めて知財事件を担当したのは、平成15年4月からの3年間である。ちょうど平成14年2月、当時の小泉内閣総理大臣が施政方針演説でいわゆる「知的財産立国宣言」を行い、知的財産を戦略的に保護活用して我が国の産業の国際競争力を強化することを国家目標として掲げ、知的財産戦略会議を立ち上げて間もなくのことであった。

在任期間の最初の2年間は、三村量一裁判長（現在は弁護士）、最後の1年間は現知的財産高等裁判所長の設楽隆一裁判長に付かせていただいた。それまで主に通常民事事件や少年事件等を扱い、しかも、大学も文系の私にとって、知財の分野は、本当にゼロからの出発であった。特許請求の範囲を「クレーム」と呼ぶのだということから始め、こんな状態で担当事件を的確に処理していくことができるのかというのが当初の正直な気持ちであった。知財部で扱う事件は、特許権だけでなく、意匠権、商標権、著作権、不正競争防止法上の権利など扱う領域も広く、各権利についての基本書を一冊読み終えただけでは到底足りない。しかも、知財の分野は、国際的な動向、諸外国の事情にも通じていないと的確な判断はできない。専門部の裁判官として期待される役割を果たすためにやるべきことが多く、くじけそうになることもあった。

## (2) 知財事件の研さん

しかし、当初の不安は間もなく解消され、3年間の職務を何とか全うすることができた（と、少なくとも本人は思っている）。それはなぜか。

第一に、知財事件のスペシャリストとしての上記の両裁判長から、知財事件のイロハを紐解いていただき、担当事件の審理を通じて、日々学ばせていただいたことが何より大きい。平成10年に裁判官に任官した私は、当時、特例判事補として単独で事件を担当することができる時期にはあったが、知財事件は全事件合議事件に付され、3人の裁判官の合議により審理が行われることになっている。そのため、合議を通じて様々な角度から、知財事件の審理について修得させていただくことができた。

もちろん、それだけではない。知財部では、事件解決に必要な様々な専門的知識や技術について、特許庁や弁理士会から裁判所に出向していただいている裁判所調査官に教えていただくことができるし、多種多様な分野の第一人者である専門委員の先生に教えていただくこともできる。中でも、調査官は、裁判所職員として常に裁判所内にいてくださるので、半導体にしても、化学の仕組みにしても、図などを用い、文系の裁判官にも分かりやすいよう、適宜、的確に説明して下さる（中には、簡単な模型を作って機械の仕組みを説明して下さる調査官もいる。）。もちろん、知財以外の民事事件の中にも、判断に高度な専門的知識が必要とされるものもある。例えば、医療関係事件では医学に関する専門的知識が必要となるし、建築関係訴訟における建物の設計における構造計算なども同様である。当該事件を判断するための前提として、裁判官が知らない分野であっても正確な理解を求められることは少なくない。そのような場合、裁判官は、民事訴訟法上の鑑定、専門委員などの制度を用い、的確に判断することになる。もちろん、知財事件も一般事件と異なるところはないから、同様の制度を用いて判断することも可能である。とはいえ、最新技術を含む種々の発明を正確に理解するためには、それだけでは足りず、必要なときに必要なことを直ちに釈明して、迅速に審理を進めなければならない。紛争解決に必要な審理方針や最終判断を考える裁判官にとって調査官の存在は大変ありがたい。余談になるが、時には、事件以外に役立つことも教えていただくこともある。例えば「共洗い」。化学の調査官に教わったことだが、「共洗

い」とは、化学実験で用いる容器や器具が水に濡れているときに、分析対象の濃度に影響を与えないようにする目的等で、次に実験で使用する溶液ですすぐことをいうらしい。これをホームパーティで応用し、グラスを洗うのを省力化するため(?)、「共洗い」で白ワインから赤ワインへと同じグラスで飲む。水でグラスをすすいで飲むより美味しくいただけるとのこと。非常に分かりやすい説明、かつ、実用的！こんなことを教えていただけることも知財部ならではかもしれない。

そのほか、東京地裁知財部の裁判官同士が集まり、勉強会を行い、他の部長や他の部のベテラン陪席裁判官とも意見交換する機会があるほか、毎月のように開催される知財に関する種々の研究会にも参加させていただき、知財事件の判決等について、学者や弁護士等さまざまな方々からの御意見、評価等に触れることができる点も大変勉強になる。

さらに、知財事件では、代理人がスペシャリストであるという点にも助けられる。弁護士であれ、弁理士であれ、知財事件に長年携わっている代理人が関与される事件は、主張書面、証拠提出の方法一つとっても、裁判官に分かりやすく、自らの主張が正しいことを論理立てて説明していただける。技術的な主張で分からないことを期日で釈明すると、即座に分かりやすい用語で丁寧に説明して下さり、問題点を的確に把握することができる（なお、知財部では、準備書面等について、裁判官用手控えとして写しを提出いただくことに協力いただいているため、自分の手控えに直接書き込みやラインマーカーを引くことができる点も主張を理解する上で非常に助かっている。）。

このような様々な良い環境のもとで研さんを積むことで、知財事件についての素人も一通りのことは分かるようになるまで成長できる。もともと、好奇心は強い方だったので、知財を学ぶにつれて、新しいことを発見する喜びやわくわくするような気持ちが沸いてきて、この事件はいかに解決するのがよいのかなど様々な工夫を巡らすこともできるようになり、充実した3年間を過ごさせていただいた。

もちろん、近年では、知財事件についての社会的関心も非常に高いため、大学で知的財産権に関する科目を学び、自ら知財部への配属を希望して配属される人や、理系の学部を卒業し、会社に就職した後に企業の知財部に配属されて知財事件に興味を持ち、法曹資格を得て任官し、知財部に配属されるといった理系の人

も多いため、知財事件を担当することに当初からとまどいを持たない人もたくさんいる。しかし、知財事件といっても、他の民事事件と同様、裁判官は、当事者から提出された主張や証拠から事実を認定し、法律を解釈・適用し、結論を導くことが求められているのであって、この点についてはこれまでの裁判の経験を十分生かすことができるし、仮に、知財事件について初めは知識がなかったとしても、上記のとおり、合議体の合議を中心に、様々なサポート環境があることにより、民事事件としての知財事件を的確に審理し、判断できるようになる。

### 3 二度目の知的財産権部

#### (1) 時期など

機会があれば、また知財事件を担当してみたいと思いつながり、最初に知財部に配属されてから約10年経った平成26年4月。再び知財部に配属されることになった。一度目のときと異なり、二度目となると、周囲も「もう、分かってるよね。」との対応。確かに一度目のときほどのとまどいはない。しかし、10年の間に技術も格段に進歩し（特に、特許訴訟では以前は半導体に関するものが多かったように思うが、情報通信技術系に関するものが増えていると感じた。）、また、一度目の任期の間に設立された知財高裁からも重要な判決が次々と出され、知財分野における判決の予測可能性や法的安定性が高められている状況にあった。そこで、まずは知財高裁が最近どのような判断をしているのかをフォローするところから始めたが、着任後間もなく、独占禁止法の問題と特許法の問題が絡むFRANDに関する知財高裁の大合議判決が出される等、基本書を読み直すだけでは全くついていけないような事件もあり、二度目のアドバンテージよりも様々な変化によるギャップを感じることも多くあった。

しかし、今回も幸運なことに、知財弁護士として長年活躍された後に裁判官に任官され、当事者と裁判所という双方の立場を熟知する知財事件の経験豊富な嶋末和秀裁判長に付いて指導を受けられることになり、また、優秀な陪席裁判官や他の知財部の裁判官にも恵まれて充実した日々を過ごしている。

#### (2) 合議について

知財事件の研さんにおける合議の重要性は、先にご紹介したとおりであるが、ここでもう少し、裁判所の合議について触れておきたい。

例えば、日常こんな風に行われている。「この事件のことだけど、原告の主張している要件事実は足りているのかな」。要件事実として、原告が主張、立証すべき事をすべて行っているのかという裁判長からの質問だ。私は、間違いなく一部侵害が認められるものと見通していた事件であったが、確かに、記録を読み返すとあいまいなところがある。メモ書きをして期日において釈明することとした。また、合議体は3人だが、配属部である民事29部には裁判長のほか3人の陪席が配置されており、裁判官室で合議が始まると、正式な合議というわけではないが、他の陪席裁判官も加わって議論になることもある。「この訴訟だけど、こういう理論付けはおかしいのではないか。」「それは、こう考えるべきじゃないですか。」「その考えには理論的に納得できない。」「判決のこの表現は誤解を招くかもしれない。」など、陪席同士のやりとりが続くこともしばしば……。時には、他の知財部の陪席と議論することもある。

いうまでもなく、裁判所における合議は、裁判所の判断の質を高めるためにある。そして、合議では、経験年数の差は関係なく一人一票である。裁判長の意見であっても陪席二人が反対すれば判決として裁判長の意見は書けない。また、合議は、「乗り降り自由」が原則だ。自分がAと主張し、合議体の一人がBと主張していても、Bという意見に説得されれば、自分の意見をBに変更しても構わないし、Bを少しアレンジしたB'を新たな意見として提案することも構わない。このような議論を繰り返すことにより、結論は妥当か、必要な判断は落としていないか、論理矛盾はないか等の検証を行っているといってもよい。そのため、合議体の結論が同じであっても、あえて反対意見を誰かが主張し、その結論が反対意見にも耐え得るかどうかを議論することもある。このような方法は、裁判所では普通に行われていることであるが、行政官庁では必ずしもそうではなく、上司である決裁官の一言で最初から仕事がやり直しになることもあると聞く。

的確な判断のために、裁判所のこの伝統はこれからも大切にしていかなければならないと思う。

#### (3) 仕事と家庭の両立？

プライベートにおいても、9年前に双子の男の子を授かったことで、一度目に在籍したときとは仕事のスタイルは大きく変えざるを得なかった。以前のように、時間を気にせず、夜遅くまで裁判所に残って仕事



をするということではできない。

裁判所でも、女性の割合は年々多くなってきており、共働き世帯も多い。かつて、夫が働き、妻が専業主婦として家庭や地域で役割を担うという姿が一般的だった時代の先輩女性裁判官のお話をうかがうと、育児休暇もなく、子供を産む時期も夏休み等の休廷期間を上手く利用するなど本当に大変だったという。それに比べれば、今は、産前産後休暇、育児休暇も制度化され、また、相当程度の出費を覚悟の上であれば、ベビーシッター等を頼むこともできる社会になった。

うちでもシッターさんなどを頼むなど、いろいろな人に支えられている。病気の子供を預ってくれるところがどうしても見つからないときには、実家の母に電話をして、最終便の飛行機で実家の名古屋から赴任地の鹿児島まで来てもらったこともある。とはいえ、できれば子育てはあまり人任せにしたくない。子供のことで仕事を辞めたいと思ったこともある。子供が病気でも明日の裁判を誰かに代わってくださるとはいえないし、仕事で慌てていて大けがを見逃したこともある。双子だったこともあり、夫の協力なしに到底生活は成り立たず、子供の面倒はよくみてくれる夫に感謝しつつも（家事は不得意としても・・・）、夫も同職業のため、同じ状況だ。仕事をしている以上、その責任は女性と男性とでは異ならず、子供のことや家庭での事を言い訳にはいけないとの恩師の教を胸に日々過ごしているものの、仕事があまくいかないと子供のことがあるから・・・、子供のことでうまくいかないと仕事があったから・・・と、双方中途半端になるような気持ちが生じないわけではない。アメリカの女性運動家のグロリア・スタイネムという人が、「すべてをやっけてのけるなんて無理。フルタイムの仕事を二つこなせる人は一人もいない。仕事をし、子育てをして、三度三度の食事を手作りする・・・そんなスーパーウーマンは、女性解放運動の敵と言わざるを得ない。」と話したことを紹介している本<sup>(1)</sup>を読んだ。でも、現実には、毎日食事は作らないといけないし、判決も書かないといけない。「宿題はちゃんと終わったの？」と子供達に聞かけると、逆に、「ママの宿題は終わったの？」とくる。ママの宿題とは判決起案のことである。「これが終わってもまだあれもあるの。」と言うと、「早くやらなくちゃね。」と。その通りである。小学一年生の時には、筆箱に鉛筆を入れず、テントウムシを入れて帰ってきた子供達も今は三年生。以前に比

べたら、随分しっかりしてきたと思うが、まだまだ目は離せない。

限られた時間をいかに有効に使うか、今、ここで10分間の時間ができたら、何ができるかを常に考える。そのほか、一度目の在籍時、他の知財部の裁判長であった高部判事をはじめ、公正取引委員会に出向していた時にお世話になった女性の諸先輩方等、各界で活躍されている女性の働き方やいろいろな知恵も拝借する。子育てしながら仕事を続けるポイントは何か、仕事は前倒しでやる、夕飯は朝ご飯と一緒に作る、朝型にして仕事をするなどなど。実践できたり、できなかったり。日々試行錯誤の繰り返しだ。

幸いなことに、我が部では、こんな状況を温かく受容してくれる雰囲気を作っていたいただいている。本当はもう少し議論になりそうな時も、私が子供を迎えるために、毎夕、慌てて裁判所を飛び出す時間になると、「そろそろ時間ですよ。」と送り出していただけ。ありがたい。私も、逆の立場になったら、是非、この部のような雰囲気を作っていけるようにしたいと思っている。子供の健全な成長を願っている人、親の介護がある人、いろいろな人がいろんな家庭の事情の下で働いている。温かくユーモアもある優秀な人たちに囲まれて仕事に従事できる環境に感謝しながら、今日も急いで帰宅の途に着く。

## 4 裁判所に期待されているもの

### (1) 不易流行

これは、ある地方裁判所の所長をしておられる裁判官にうかがった話である。

とある海外の法曹関係者が裁判所を訪問した際、日本の裁判所で行う和解は、通常、対面式で行わず、当事者の了解が得られれば、裁判官が当事者相互に話を聞いて話し合いを進める（「交互面接」ともいう。）と話すと、「裁判官は、和解を成立させるのに当事者からどのくらいお金を貰うのか。」と質問されたそうだ。相手方当事者がいない場で説得するのだから、裁判官は当事者からいくらお金を貰っているのだろうかという推測に基づくものである。もちろん、日本の裁判所において、裁判官が当事者からお金をもらって事件を解決することは絶対にない!!!その所長も、即座に日本の裁判官は当事者からお金をもらうことはあり得ないと回答する。それでも、相手は、自分の国ではあり得ないことだと言って信用してくれない。

この件があって、その所長が感じたことは、日本における裁判所に対する信頼がいかに高いかということだったという。交互面接で和解が成立するには当事者の裁判所に対する信頼が大前提となる。そして、所長は、この信頼は、社会の変化にも関わらず、裁判所の諸先輩方が長年の間、築き、守ってこられたものだという事に気付かされたという。所長は、裁判所の諸先輩方が築いてきたこの信頼について、「不易流行」と言う言葉を使い、裁判所に対する信頼の大切さを話された。「不易流行」とは、「いつまでも変化しない本質的なものを忘れない中にも、新しく変化を重ねているものをも取り入れていくこと、また、新味を求めて変化を重ねていく流行性こそが不易の本質であること」<sup>(2)</sup>をいう。

知財事件においても、和解によって終了する事件は多い。企業の経済的合理性の判断と原告にも被告にもなり得るといふ知財事件の特殊性によるものかもしれない。判決ならば、審理の対象製品のみでの解決だが、ライセンス契約等により全製品を対象とすることもできるし、日本だけでなく国外における販売製品も対象とした解決が可能となることもある。裁判所における和解で全世界的な解決ができたときなどは裁判所としても素直にうれしい。このような和解も裁判所に対する信頼があってこそ成り立つものである。信頼を受け継いでいけるのは、裁判所が期待される役割を果たし続けてこそだと思う。

## (2) 社会の動きと裁判所

昨年度、産業構造審議会の小委員会に委員として参加させていただく機会を与えられ、産業界などの様々な御意見を直接うかがうという貴重な体験をさせていただいた。最近でも、知財高裁が主催する研究会において、企業は10年先、20年先を見越して経営戦略を考えていること、一つのよい発明が生まれてもこれを製品化し、利益が出るようにするために、特許ポートフォリオを作成したり、マーケティング方法を選択したり、様々な戦略が立てられた上で販売されるものであること、技術の変化、発展とともに、自らが行っている事業分野だけでなく他分野との関わりも意識せざるを得なくなり、将来予測をしながら、企業生命をかけて戦わなければならない様子等を企業の方々から教えていただく機会もあった。

一度目の知財部配属当時、他の知財部の裁判長であった飯村敏明前知的高等裁判所長（現弁護士）から

オリエンテーションを受け、知財事件を専門的に扱う部署としての在り方について、経済社会の動きにも広くアンテナを張りながら、適正迅速、かつ、的確な判断のため、裁判所としてどうあるべきか、裁判官として何をすべきかについて教えていただいたことを鮮明に思い出す。現在進行形で起きている現実の経済社会の事象や企業の動向について、裁判所が直接肌で感じることは難しいかもしれない。しかし、これらの状況を知ることは可能であり、背景等を知ろうとする姿勢を忘れないようにしたい。

## 5 おわりに

10年のスパンを経て再び知財事件を担当することになったときに感じた社会の変化等を踏まえつつ、裁判所に期待されているものは何かを考えてみる。やはり他の事件と同様に、その期待の中心は、公正中立な立場で審理をした結果に基づき、実質的な紛争解決を図ることにあると思う。それが裁判所の審理結果を文章にまとめた「判決」である場合も「和解」である場合もあろう。

ただし、民事裁判は、裁判所だけで成り立つものではない。本当に良い解決は、裁判所、原告、被告が、皆で知恵を出し合ってこそ得られるものであるという（任官した時の最初の裁判長の言葉である。）。特に、知財事件における裁判所の判断は、その後の経済社会において企業活動の指針となることもあり、判断が経済社会に与える影響、判断の予測可能性や安定性などについても留意しなければならないが、当事者ともいろいろと議論し、本当に良い解決、実質的な紛争解決とは何かを考えていくことも必要ではないかと思う。

法は社会とともにある。モノとインターネットがつながるIoT時代に入ると、社会の仕組みや産業の在り方も劇的な変化を遂げるのではないかと予想されている。しかし、このような変化の中においても、裁判所として守るべきものは大事にしつつ、社会の中で裁判所が果たすべき役割を認識し、そのために自分ができることは何かを考えながら、これからも「不易流行」の精神で一つ一つの事件に真摯に取り組んでいきたい。

## 注

(1) 「LEAN IN」シェリル・サンドバーグ（村井章子訳）日本経済新聞出版社

(2) 新明解四字熟語辞典

（原稿受領 2015. 6. 16）